

装管原第282号
27.10.1
一部改正 装管原第5860号
令和5年3月31日
一部改正 装管原第20224号
令和5年11月29日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

前金払等に関する調整計算要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所
長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

前金払等に関する調整計算要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第277号。27.10.1）第33条第1項に規定する前金払等に関する調整計算の方法について定めるものとする。

(調整計算の原則)

第2条 前金払等に関する調整計算は、前金払等をしようとする契約について、契約予定相手方の前払金の使途、資金繰の状況等を考慮し、前金払等の実施の条件に基づき、前金払等を実施する場合と実施しない場合との差異を明らかにして行うものとする。

(調整計算の方法)

第3条 前金払等に関する調整計算は、次の計算式により行うものとする。

前金払等を実施する場合の計算価格（円）＝前金払等を実施しない場合の計算価格（円）－調整額（円）。

2 前項に規定するほか、前払金の使途により、各関連計算項目において個別に第2条に定める調整計算ができる場合は、その方法によることができる。

(調整額の計算)

第4条 調整額は、前金払等の実施の条件を考慮の上、その実施ごとに、次の計算式により、計算するものとする。ただし、部分払が実施される場合は当該条件を考慮するものとする。

調整額（円）＝前金払等の額（円）×調整率（年利）×期間（日）／365－金融機関保証料（円）

2 前金払等の額は、前金払等の実施の条件である割合又は金額をもとに計算するものとする。ただし、前金払等が分割納入等により順次精算される場合は当該条件を考慮するものとする。

3 調整率は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第63条第3項に定める標準金利とする。

なお、当年度の標準金利が設定されるまでの間に前金払等に関する調整計算を行う必要が生じた場合は、原則として前年度の標準金利を適用するものとする。

4 前項の規定により難しい場合には、適用する調整率その他必要な措置について、必要に応じ調達管理部原価管理官との調整を経た上で、調達管理部長の承認を得て定めるものとする。

5 期間は、次に掲げる始期及び終期をもって計算するものとする。

- (1) 期間の始期は、前金払等が実施された日の翌日とする。
- (2) 期間の終期は、調達物品等が納入される日とする。ただし、納入される日が推定できない場合には、代金を一度に支払う場合にあつては納期とし、複数回に分けて支払う場合にあつてはその代金の支払いに対応する納入期日とする。
- (3) 前2号の規定により難い場合には、別に定めるところにより計算するものとする。

6 金融機関保証料について、金融機関保証状を担保にしないときは、金融機関保証料を差し引かないものとする。また、金融機関保証料の計算は、第1項に定める調整率において控除調整することができる。

(雑則)

第5条 この要領の施行の際、この要領の施行前に装備施設本部長が定めるところによりなされた措置は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。